

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和3年5月26日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000180 号

厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2100005 号

第 1 結論

請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から昭和 60 年 4 月 1 日まで

請求期間の国民年金保険料を納付した両親は亡くなっているが、A町の公民館で納付したと思うので、請求期間を納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者のA町の国民年金被保険者名簿には、昭和 59 年 4 月から昭和 60 年 3 月までの納付記録台帳欄に「納」と記載されている。

また、B市が提出した昭和 59 年度納付組織別徴収簿の請求者の欄には、4月から3月までの欄に未納の表記と「4/15 迄役場納入予定」と記載されており、昭和 59 年度分は納付の予定であったことがうかがえる。

さらに、B市は、納付組織別徴収簿と国民年金被保険者名簿について、記述のとおりとしか言えず、どちらが正しいとも間違っているとも言えない旨回答及び陳述している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、昭和 60 年 4 月に昭和 59 年度 1 年分を納付し、これにより国民年金被保険者名簿の昭和 59 年度の納付記録台帳欄は納付とされたものと考えられることから、請求期間の国民年金保険料を納付済とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000275 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100010 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者の B 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から昭和 41 年 2 月 8 日まで
② 昭和 41 年 2 月 8 日から昭和 42 年 2 月 8 日まで
③ 昭和 46 年 9 月 1 日から昭和 51 年 2 月 29 日まで

請求期間①について、A 社へは、同級生と一緒に集団就職で入社した。C 空港、D 駅、E 町の現場の工事をしていた。初任給は手取りで 87,000 円もらっていた。年金記録では 10,000 円となっているが、ありえない額である。請求期間①に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

請求期間②について、A 社を昭和 42 年 2 月に退職し、その日に次の就職先に赴いた。途中でアルバイトや日雇い等に転換したことはなく、ずっと正社員だった。同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日を訂正してほしい。

請求期間③について、B 社に昭和 46 年 9 月 1 日に入社して、2 年目くらいに製造部に配属になり食品等を機械で製造していた。この頃の給料が 178,000 円だった。請求期間③に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、A 社は、請求者に係る賃金台帳及び出勤簿等について、資料が残っていないと回答しており、請求者も請求期間①当時の給料明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る届出、給与支給額及び給与からの厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、請求者は、一緒に中学卒業で就職した同僚の初任給について、同じ初任給だったと回答しているが、A 社に係る事業所別被保険者名簿では、請求者と同時に昭和 38 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の資格取得時の標準報酬月額は、全て請求者と同じ 1 万円と記録されていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、その主張する報酬月額が支払われ、それに基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、A社は、請求者に係る賃金台帳及び出勤簿等について、資料が残っていないと回答しており、請求者も請求期間②当時の給料明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間②における勤務実態を確認できない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿では、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和41年2月8日と記録されているところ、雇用保険被保険者記録によると、請求者の同社における離職年月日は昭和41年2月7日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合する。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

3 請求期間③について、B社は、請求者に係る賃金台帳及び出勤簿等について、資料が残っていないと回答しており、請求者も請求期間③当時の給料明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間③における厚生年金保険の標準報酬月額に係る届出、給与支給額及び給与からの厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、請求期間③当時にB社が加入していたF厚生年金基金における請求者の報酬給与の記録については、企業年金連合会が提出した請求者に係る中脱記録照会（回答）で確認できる報酬給与額は、請求期間③における年金記録の標準報酬月額と一致している。

さらに、B社が提出した請求者に係る失業保険被保険者資格取得確認通知書では、昭和46年9月1日資格取得時の賃金月額が4万6,000円と記載されていることが確認でき、厚生年金保険の資格取得時の標準報酬月額（4万5,000円）と符合する。

このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間③において、その主張する報酬月額が支払われ、それに基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。